

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務取扱要領

平成29年3月16日

務 第 7 1 2 号

警 察 本 部 長

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務取扱要領の制定について（通達）

国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）の施行に伴い、別添のとおり国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務取扱要領を制定し、平成29年4月1日から実施するから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

## 国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務取扱要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）の規定に基づく国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害見舞金（以下これらを「弔慰金等」という。）の支給に係る裁定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語

この要領で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 第2 申請の受付に関する事務

#### 1 申請の受付

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、弔慰金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請の申出があったときは、国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（規則様式第1号）又は国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書（規則様式第2号）（以下これらを「申請書」という。）を提出させ、これを受け付けるものとする。

#### 2 警察署において申請の申出が行われたときの措置

警察署長は、警察署において申請の申出が行われたときは、申請を受理することなく、申請者に対し、申請受付窓口（警務部警務課犯罪被害者支援室）を教示するとともに、警務課長に申請の申出があった旨を連絡するなど申請手続が速やかに行われるよう措置するものとする。

#### 3 領事官を経由して申請が行われたときの措置

警務課長は、申請者の住所を管轄する領事官を経由して申請が行われたときは、警察庁を介して申請書の写しの提供を受け、申請を受け付けるものとする。

#### 4 申請の受付に関する留意事項

- (1) 警務課長は、申請を受け付ける際は、申請者に対し、身分証明書の提示を求めるなど本人確認の徹底を図るものとする。
- (2) 申請が代理人によって行われたときは、委任状原本の提出を受けるとともに、代理人

の氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させるものとする。

- (3) 警務課長は、申請書が提出されたときは、必要な事項の記入及び規則に定められた必要書類の添付を確認し、申請書の受付欄に受付年月日、受付番号その他必要事項を記入するものとする。
- (4) 警務課長は、申請書に不備があったときは、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、申請書の補正を求めるものとする。ただし、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、職権で補正することができるものとする。
- (5) 警務課長は、申請を受理したときは、その旨を埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

### 第3 裁定

#### 1 裁定のための調査

- (1) 警務課長は、法第13条第1項又は第2項の規定による裁定のための調査を行うものとする。
- (2) 前記(1)の調査は、申請書、その添付書類、法第12条の規定に基づいて公安委員会に提供された情報等を参考にして行うものとする。

#### 2 調査の要領

- (1) 法第13条第1項の調査について、申請者その他の関係人に報告させるときは報告書を提出させ、又は供述調書を作成するものとし、出頭命令及び医師の診断を受ける旨の命令をするときは文書により通知するものとする。
- (2) 法第13条第2項に規定する外務省その他の公務所又は公私の団体に対して行う照会は、国外犯罪被害弔慰金等支給関係事項照会書（様式第1号）により行うものとする。

#### 3 調査の実施における留意事項

- (1) 電話又は口頭により補充的な調査を行う場合であっても、調査年月日、調査対象者等の調査内容を明らかにして文書により記録し、経緯を明らかにしておくこと。
- (2) 調査は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用にわたることのないようにすること。

また、調査に当たっては、被害者又はその遺族の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないようにすること。

#### 4 支給の制限

警務課長は、法第7条の規定に基づき、当該国外犯罪被害者に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを定める件（平成28年国家公安委員会告示第51号）に規定する給付金の支給を受けているときは、その金額の多寡を問わず弔慰金等を支給することができないため、その旨を申請者に説明するとともに、当該給付金に係る制度を所管する官庁に対して照会を行い、給付の有無を確認すること。

#### 5 公安委員会への裁定案の提出

警務課長は、申請書、その添付書類、法第12条第2項の規定により公安委員会に提供された情報及び調査により収集した資料に基づき正確な事実関係を認定するとともに、調査結果を集約した上で、公安委員会に対し裁定案を提出するものとする。

#### 6 申請の却下

警務課長は、申請者が法第13条第1項の調査に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 申請者に対して行った調査の内容及び方法
- (2) 調査に協力しないことについての正当な理由の不存在

#### 7 裁定結果の通知等

- (1) 警務課長は、公安委員会が弔慰金等の支給に関する裁定を行ったとき又は申請を却下したときは、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書（規則様式第3号）又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書（規則様式第4号）を交付し、申請者にその内容を通知するものとする。この場合において、申請を却下した理由、裁定の内容及び理由等を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮するものとする。
- (2) 警務課長は、弔慰金等を支給する旨の通知をするときは、申請者に国外犯罪被害弔慰金等支払請求書（規則様式第5号）を交付し、弔慰金等の請求先（警察庁長官官房給与厚生課長）、記載方法等について教示を行うものとする。
- (3) 警務課長は、申請者が国外に所在しているときは、原則として、警察庁を介して通知等を行うものとする。

### 第4 審査請求の取扱い

## 1 裁定についての審査請求

警務課長は、公安委員会の裁定について審査請求書が提出されたときは、速やかに警察庁を経由して国家公安委員会に送付するものとする。

## 2 不作為についての審査請求

(1) 警務課長は、公安委員会に対する不作為についての審査請求がなされたときは、行政不服審査手続規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第5号）の定めるところにより処理するとともに、国外犯罪被害弔慰金等関係審査請求事案報告書（様式第2号）により速やかに国家公安委員会に報告するものとする。

(2) 警務課長は、国家公安委員会に対し不作為についての審査請求書が提出されたときは、速やかに警察庁を経由して国家公安委員会に送付するものとする。

## 第5 制度の広報及び教示

1 警務課長及び警察署長は、弔慰金等の支給に関する制度（以下「制度」という。）について、埼玉県警察ホームページへの掲載、警察施設等の公共施設での広報用ポスターの掲示等広報活動を継続的に実施することにより、制度の周知を図り、被害者又はその遺族からの申請を支援すること。

2 警務課長及び警察署長は、法第2条第2項に規定する国外犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案を認知したときは、弔慰金等が不支給となることが明らかなる場合等教示することが被害者又はその遺族の心情を害することが懸念される場合を除き、被害者又はその遺族に対し、広報用リーフレット等を交付するなどの方法により、個別に制度を教示すること。

## 第6 警察庁への報告等

### 1 警察庁への報告

警務課長は、公安委員会が裁定をしたとき又は申請を却下したときは、直ちに関係資料の写しを警察庁に送付するものとする。

### 2 特異事案等の報告

警務課長は、制度の運用に関し、紛糾することが予想される事案、社会的反響の大きい事案等が発生したときは、その都度、関係書類を添えて警察庁に報告するものとする。

### 3 関係書類の保存

弔慰金等に関する書類は、その取扱いが完結した日から5年間保存するものとする。

## 実施日

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（令和3年3月16日務第512号）

- 1 この通達は、令和3年3月16日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式省略】